

派遣法改正に基づくマージン率の公開

2012年10月1日付の「改正労働者派遣法」の施行に伴い、マージン率を公開することが義務付けられました。（法第23条第5項）

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

※何れも1日8時間あたりの額として算出しています。

マージンには下記項目も含まれています。

- 派遣スタッフの社会保険料、健康保険料、厚生年金保険料、介護保険料、雇用保険料、労災保険料などの事業主負担分(約半分)
- 派遣スタッフの年次有給休暇取得時にかかる賃金。
- スキルアップ支援のための教育費、健康診断費用、オフィス賃料、事業運営費、福利厚生費など事業運営費。

●本社	〒112-0004 東京都文京区後楽1-1-10
派遣労働者の数	94名
派遣先の実数（事業所数）	60件
派遣料金の平均額	27,656円（1日8時間あたりの額）
賃金の平均額	18,842円（1日8時間あたりの額）
教育訓練の内容	PCスキル、スキルアップ研修、ビジネスマナー、個人情報保護及び情報セキュリティに関する研修等
その他福利厚生の制度など	各種社会保険（健康保険・厚生年金・雇用保険・労災保険）、定期健康診断、有給休暇、通勤手当支給
マージン率	31.8%
労働者派遣法30条の4 第1項の 労使協定の締結の有無	有
上記労使協定の有効期間	2026年4月1日 ～ 2027年3月31日
上記労使協定の対象となる 労働者の範囲	全ての派遣契約社員

派遣料金の仕組みについては、一般社団法人日本人材派遣協会のサイト<http://www.jassa.or.jp/keywords/index3.html>をご覧ください。

派遣法改正に基づくマージン率の公開

2012年10月1日付の「改正労働者派遣法」の施行に伴い、マージン率を公開することが義務付けられました。（法第23条第5項）

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

※何れも1日8時間あたりの額として算出しています。

マージンには下記項目も含まれています。

- 派遣スタッフの社会保険料、健康保険料、厚生年金保険料、介護保険料、雇用保険料、労災保険料などの事業主負担分(約半分)
- 派遣スタッフの年次有給休暇取得時にかかる賃金。
- スキルアップ支援のための教育費、健康診断費用、オフィス賃料、事業運営費、福利厚生費など事業運営費。

●西日本事業所	〒730-0017 広島県広島市中区鉄砲町2-7
派遣労働者の数	4名
派遣先の実数（事業所数）	4件
派遣料金の平均額	31,247円 （1日8時間あたりの額）
賃金の平均額	18,000円 （1日8時間あたりの額）
教育訓練の内容	PCスキル、スキルアップ研修、ビジネスマナー、個人情報保護及び情報セキュリティに関する研修等
その他福利厚生の制度など	各種社会保険（健康保険・厚生年金・雇用保険・労災保険）、定期健康診断、有給休暇、通勤手当支給
マージン率	42.3%
労働者派遣法30条の4 第1項の 労使協定の締結の有無	有
上記労使協定の有効期間	2026年4月1日 ～ 2027年3月31日
上記労使協定の対象となる 労働者の範囲	全ての派遣契約社員

派遣料金の仕組みについては、一般社団法人日本人材派遣協会のサイト<http://www.jassa.or.jp/keywords/index3.html>をご覧ください。